

神通川水系流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「神通川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

- 第2条 委員会は、神通川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容について点検した結果に関して意見を述べる。
- 2 委員会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2 第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は、河川整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

(組織等)

- 第3条 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。
- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

(委員長)

- 第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

- 第5条 委員会の招集は、局長より委任された富山河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）が行うものとする。
- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

(情報公開)

- 第6条 委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期日)

附則 本規約は、令和4年9月12日より施行する。

令和 7年 8月 5日 一部改正

神通川水系流域委員会 委員名簿

| 氏名 | 所属・役職等 | 備考 |
|----------------|-----------------------------|----|
| あづま 東 秀一 | 富山漁業協同組合 代表理事組合長 | |
| いいの 飯野 恵子 | 飯野恵子税理士事務所 代表 | |
| いなむら 稻村 修 | 魚津水族館 元・館長 | |
| いのぐち 井ノ口 宗成 | 立命館大学 政策科学部 教授 | |
| おおた 太田 道人 | 富山市科学博物館 前副館長・学芸員(植物) | |
| きゅうか 久加 朋子 | 富山県立大学 工学部 環境・社会基盤工学科 准教授 | |
| しまさき 島崎 定則 | 婦中熊野地区 自治振興会 会長 | |
| すずき 鈴木 洋之 | 北海学園大学 工学部 社会環境工学科 教授 | |
| たかはし 高橋 剛一郎 | NPO 法人 神通川を楽しむ会 理事長 | |
| たきもと 瀧本 裕士 | 石川県立大学 生物資源環境学部 環境科学科 教授 | |
| たけだ 武田 泰平 | 北陸電力(株) 再生可能エネルギー部 副部長 | |
| てばかり 手計 太一 | 中央大学 理工学部 都市環境学科 教授 | |
| まきの 牧野 巖 | 富山県教育委員会 教育みらい室小中学校課 主任指導主事 | |
| みやた 宮田 義人 | 富山県土地改良事業団体連合会 専務理事 | |